

日本外交文書

大正七年第一冊

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、歐洲大戰における参戦、ワシントン會議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正七年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊、欧州大戦関係文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一	米国移民法制定及修正一件	一
二	米国ニ於ケル排日問題雜件 (東洋労働者輸入問題)	四一
三	日米仲裁裁判条約ノ有効期間延長協約一件	五六
四	日英通商航海条約改締關係一件 (歐洲戦争後ノ復興期間ニ対スル英国ノ通商政策)	七六
五	日伊通商航海条約改締關係及暫定取極締結一件	一四五
六	日露漁業協約改締一件	一六二
七	膾舘獸保護条約一件	一八五
八	「ニュー・ジーランド」ノ日英通商航海条約ヘノ加入勧誘一件	一九七
九	「カナダ」ニ於テ本邦移民排斥關係一件	二一七
一〇	「オーストラリア」ニ於テ本邦移民渡航制限一件	二四六

一一 「ペルー」移民関係雜纂	二六五
一二 「ブラジル」移民関係雜纂	三二六
一三 露国革命関係一件	三七六
一四 反過激派関係雜件	四七六
一五 「シベリア」出兵関係一件	六三四

附録 日本外交文書大正七年第一冊日附索引

事項一 米国移民法制定及修正一件

一 四月十五日 在米田中臨時代理大使ヨリ
本野外務大臣宛

米国移民法修正法案送付ノ件

附屬書 右法案原文

附記 一九一七年二月五日成立ノ米国移民法

公第一四六号 (五月九日接受)

大正七年四月十五日

在米国

臨時代理大使 田中都吉(印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

移民法ノ一部ヲ修正シ入国者ノ数ヲ当該国ノ在米帰化者ノ
数ニ比例セシメントスル法案本日八日アラバマ州選出民主
党下院議員移民帰化委員長 John L. Burnett 氏ニヨリ下
院ニ提出セラレタル所其ノ内容中本邦ニ関係ヲ有シ然カモ
其ノ立法ノ精神並字句ニ於テ異議ヲ申立ツヘキ点少カラズ
ト思考セラル、モ斯カル法案ノ成立ハ結局六ヶ敷カルヘキ
ニ付今後ノ経過ヲ見テ機宜ノ措置ヲナスコト可然ト被存候
就テハ今後ノ経過ハ注意ノ上更ニ可報告候

一 米国移民法制定及修正一件 一

当該法案 (三部) 御送付旁右申進候 敬具

(附屬書) 移民法修正法案原文

65th CONGRESS,

2d Session.

H. R. 11280.

IN THE HOUSE OF REPRESENTATIVES.

April 8, 1918

Mr. BURNETT introduced the following bill;
which was referred to the Committee on Im-
migration and Naturalization and ordered to
be printed.

A BILL

To regulate the immigration of aliens to the United States.

Be it enacted by the Senate and House of Repre-
sentatives of the United States of America in Con-
gress assembled, That section three of the Act of
February fifth, nineteen hundred and seventeen, en-
titled "An Act to regulate the immigration of